東京大学教職員の勤務時間、休暇等に関する細則

平成１６年４月１日
役員会議決
東大規則第１４号
沿革

（目的）

第１条　この細則は、教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、東京大学教職員勤務時間、休暇等規則（平成１６年規則第１３号。以下「勤務時間等規則」という。）の細目を定めることを目的とする。

（出勤及び退勤の手続き）

第２条　教職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

（始業及び終業の時刻等の変更）

第３条　勤務時間等規則第３条第１項に基づく始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、同規則第４条第１項の規定により休憩時間を１時間とする教職員にあっては終業の時刻をそれぞれ１５分繰り下げた時刻とする。

区分	始業	終業
第２勤務	午前７時００分	午後３時３０分
第３勤務	午前７時３０分	午後４時００分
第４勤務	午前８時００分	午後４時３０分
第５勤務	午前９時００分	午後５時３０分
第６勤務	午前９時３０分	午後６時００分
第７勤務	午前１０時００分	午後６時３０分
第８勤務	午前１０時３０分	午後７時００分
第９勤務	午前１１時００分	午後７時３０分
第１０勤務	午前１１時３０分	午後８時００分
第１１勤務	午後０時００分	午後８時３０分
第１２勤務	午後０時３０分	午後９時００分
第１３勤務	午後１時００分	午後９時３０分

２　前項の区分により勤務する者は、勤務時間等規則第４条第２項に基づく休憩時間と併せて、別に指定する。

３　勤務時間等規則第３条第１項に掲げる時刻により勤務するもののうち、同規則第４条第２項に基づき別に定める休憩時間とする場合には、別に指定する。

（休日の振替）

第４条　業務上の必要により勤務時間等規則第９条に規定する休日に勤務を命じる場合は、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えることができる。

（代休）

第５条　前条による休日の振り替えができない場合には、当該休日の代休を与えることが

できる。

２　前項による休日の代休は、当該休日の日以降に与えるものとする。

（勤務しないことの承認）

第６条　勤務時間等規則第１２条により承認を受けることができる場合は、次のとおりとする。

(1)　指定したレクリエーションへの参加を承認された場合

(2)　勤務時間内に勤務時間等規則第２５条に定める保健指導又は健康診査を受ける場合

(3)　勤務時間等規則第２６条第３項に定める通勤の緩和により勤務しない場合

(4)　別に指定する総合的な健康診査を受ける場合

(5)　自己啓発活動を行うため、特に認めた場合

(6)　その他特に必要と認めた場合

２　前項の事由により勤務しないことの承認を受ける場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。

（休日の割り振り）

第７条　休日に勤務を命じられた場合で、第４条の規定による休日の振替が困難な教職員の勤務時間については、勤務時間等規則第１３条の規定により、平成１９年４月１日を起算日とする４週間単位の変形労働時間制によるものとし、次の各号の定めるところにより、休日を別に割り振るものとする。ただし、業務の都合により必要やむを得ない場合は、割り振った休日を、あらかじめ他の日に変更することがある。

(1)　休日の日数は、毎４週間につき変形労働時間制を適用しない場合の休日の日数と同数とすること。

(2)　割り振りを行う場合は、所定の様式により、原則として当該４週間が始まる５日前までに通知すること。

（１ヶ月単位の変形労働時間制）

第７条の２　勤務時間等規則第１３条及び第３０条の規定により、１ヶ月単位の変形労働時間制を実施する場合は、前条の規定に基づく４週間単位を変形期間として、所定勤務時間は平均して週３８時間４５分を超えないものとする。

２　前項による１ヶ月単位の変形労働時間制を実施する場合の各日の始業及び終業の時刻、休憩時間は、別表第１のとおりとし、教職員ごとに定める勤務表により、各起算日が始まる５日前までに通知するものとする。ただし、業務上、その他特に必要があると認められる場合には、別表第１に定める各日の始業及び終業の時刻並びに休憩時間によることなく実施することができる。

３　前項に規定する休憩時間は、別表第１の定めにかかわらず、勤務時間等規則第６条第１項の規定により勤務を命じる場合に１日の勤務時間が６時間を超える場合においては４５分、８時間を超える場合においては１時間（所定の勤務時間内に置いた休憩時間を含む。）の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

４　第１項の規定により、１ヶ月単位の変形労働時間制を実施する場合の休日については、勤務時間等規則第９条第３項に基づき、教職員ごとに定める勤務表により勤務時間等規

則第９条第１項及び第２項の定める日に替えて異なる日を休日として定めることがある。

（１年単位の変形労働時間制）

第７条の３　勤務時間等規則第１４条の規定により、１年単位の変形労働時間制を実施する場合は、毎年４月１日を起算日とし、所定勤務時間は対象期間を平均して週３８時間４５分を超えないものとする。

２　前項による１年単位の変形労働時間制を実施する場合の各日の始業及び終業の時刻、休憩時間は、別表第１のとおりとする。

３　前項に規定する休憩時間は、別表第１の定めにかかわらず、勤務時間等規則第６条第１項の規定により勤務を命じる場合に１日の勤務時間が６時間を超える場合においては４５分、８時間を超える場合においては１時間（所定の勤務時間内に置いた休憩時間を含む。）の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

４　第１項の規定により、１年単位の変形労働時間制を実施する場合の休日については、勤務時間等規則第９条第３項に基づき、教職員ごとに定める勤務表により勤務時間等規則第９条第１項及び第２項の定める日に替えて異なる日を休日として定めることがある。

（年次有給休暇の日数）

第８条　他の国立大学法人等（東京大学教職員退職手当規則（平成１６年規則第１５号）に定める在職期間が通算され、又は教職員としての在職期間とみなされる法人等に限る。）から引き続き教職員となった者の当該教職員となった日における年次有給休暇の日数については、当該法人等における同様の年次有給休暇の残日数及び使用日数を考慮し与えるものとする。

（年次有給休暇の手続き）

第９条　教職員は、勤務時間等規則第１８条の年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ所定の様式に記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

２　勤務時間等規則第１９条の２の規定により、教職員に年次有給休暇を時季を定めて与える場合には、あらかじめ、同条の規定により当該年次有給休暇を与えることを当該教職員に明らかにしたうえで、その時季について意見を聴取するものとする。

（病気休暇の手続き）

第１０条　教職員は、勤務時間等規則第２２条の病気休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

２　次に掲げる病気休暇の承認を受けようとする場合若しくは、次に掲げる病気休暇以外の病気休暇の承認を受けようとする場合において、大学法人から求められた場合には、療養を要する期間が明記された医師の診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類をすみやかに提出しなければならない。

(1)　連続する８日以上の期間（当該期間における要勤務日の日数が少ない場合は、その日数を考慮して別に定める期間）の病気休暇

(2)　請求に係る病気休暇の期間の初日前１月間における病気休暇を使用した日（要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して５日以上である場合における当

該請求に係る病気休暇

３　病気休暇が長期にわたり、前項の診断書に記載された療養を要する期間を経過する場合には、更に診断書を提出しなければならない。

４　長期にわたり病気休暇を取得している者が、回復後出勤しようとする場合には、大学法人が指定する書類を提出するとともに、産業医又は大学法人が指定する医師の診断に基づき、許可を受けなければならない。

（特別休暇）

第１１条　勤務時間等規則第２３条の特別休暇は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)　教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

(2)　教職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

(3)　教職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者等（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として本学が認めた者を含む。以下同じ。）、父母、子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２条第１号に規定する子又は配偶者等の子をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間

(4)　教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年（１月１日からその年の１２月３１日までをいう。以下同じ。）において５日（大学法人が別に指定する活動にあっては、大学法人が別に指定する日数を加算した日数）の範囲内の期間

イ　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動

ロ　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動

ハ　イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(5)　教職員が結婚等をする場合で、結婚式、旅行その他結婚等に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　結婚等の日の５日前の日から当該結婚等の日後１月を経過する日までの連続する５日の範囲内の期間

(6)　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である女性教職員が申し出た場合　出産の日までの申し出た期間

(7)　女性教職員が出産した場合　出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間（産後６週間を経過した女性教職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

(8)　生後１年に達しない子を育てる教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　１日２回それぞれ３０分以内の期間（当該教職員以外の親がその子のために同様の休暇を取得する場合にあっては、当該教職員以外の親が取得する期間を差し引いた期間）

(9)　教職員の配偶者等が出産する場合で、教職員が配偶者等の出産に伴い必要と認められる事由のため勤務しないことが相当であると認められるとき及び当該出産にかかる子又は小学校就学前の子を養育する場合で、養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　１日又は１時間を単位として教職員の配偶者の出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間中の７日の範囲内の期間

(10)　小学校第３学年を終了する年の３月末までの子を養育する教職員が、その子の看護（負傷若しくは疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）、疾病予防の世話、感染症に伴う学級閉鎖等になった場合の世話又は入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１日又は１時間を単位として一の年において５日（その養育する小学校第３学年を終了する年の３月末までの子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

(11)　教職員が東京大学教職員休業規則（平成２６年東大規則第８１号）第８条第１項に規定する要介護状態にある家族（同条第２項に定める対象家族をいう。）の介護又は世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１日又は１時間を単位として一の年において５日（要介護状態にある家族が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

(12)　教職員の親族（別表第２の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、教職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　別表第２に定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(13)　教職員が父母（配偶者等の父母を含む。）、配偶者等又は子の追悼のための特別な行事（当該親族の死亡後１５年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき　１日の範囲内の期間

(14)　教職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年における３日の範囲内の期間

(15)　地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき　７日の範囲内の期間

イ　教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教職員がその復旧作業等を行

い、又は一時的に避難しているとき。

ロ　教職員及び当該教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(16)　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合　必要と認められる期間

(17)　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間

(18)　教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　１日又は１時間を単位として一の年において５日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

(19)　その他、特に指定する日

２　前項の連続する日数及び週数には、休日を含むものとする。

（特別休暇の手続き）

第１２条　教職員は、特別休暇（前条第１項第６号及び第７号の休暇を除く。）の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

２　前項の場合において、証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

３　前条第１項第６号の申出は、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入して行わなければならない。

４　前条第１項第７号に掲げる場合に該当することとなった教職員は、その旨をすみやかに届け出るものとする。

附　則

（施行期日）

１　この細則は、平成１６年４月１日から施行する。

（休暇手続きの経過措置）

２　この細則の施行日の前日において、現に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成６年法律第３３号）に基づき施行日以降にわたり年次休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けている場合は、この細則による申し出又は承認を受けたものとみなす。勤務しないことの承認についても同様とする。

（休日の振替又は代休の適用）

３　この細則の施行日の前日以前に週休日又は休日に勤務した場合における第４条及び第５条の適用については、従前の振替又は代休の取扱による。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第１１条第１項第２号の改正規定は、平成２１年５月２１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

（病気休暇の手続の経過措置）

２　改正後の第１０条第２項の規定は、施行日以後に請求する病気休暇について適用する。この場合において施行日前に使用した病気休暇は、同項第２号の請求にかかる病気休暇の期間の初日前１月間における病気休暇に含まれないものとする。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（改正　令和　４年　３月２４日東大規則第　８１号）

この規則は、令和　４年４月１日から施行する。

附　則（改正　令和　４年　３月２４日東大規則第　８８号）

この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則（改正　令和　６年　３月２１日東大規則第　８９号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第７条の２及び第７条の３関係）

勤務区分	所定勤務時間	始業	終業	休憩
A 勤務	2 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午前 11 時 15 分	なし
B 勤務	3 時間 00 分	午前 9 時 00 分	午後 0 時 00 分	
C 勤務	3 時間 15 分	午前 9 時 00 分	午後 0 時 15 分	
D 勤務	3 時間 45 分	午後 3 時 30 分	午後 7 時 15 分	
E 勤務	4 時間 00 分	午後 3 時 00 分	午後 7 時 00 分	
F 勤務	4 時間 45 分	午後 1 時 30 分	午後 6 時 15 分	
G 勤務	4 時間 45 分	午後 2 時 30 分	午後 7 時 15 分	
H 勤務	5 時間 45 分	午前 10 時 00 分	午後 3 時 45 分	
I 勤務	5 時間 45 分	午後 3 時 00 分	午後 8 時 45 分	
J 勤務	6 時間 30 分	午前 9 時 00 分	午後 4 時 15 分	４５分 （休憩時間を 1 時間とする教職員にあっては、終業の時刻をそれぞれ 15 分繰り下げた時刻とする）
K 勤務	6 時間 45 分	午前 9 時 00 分	午後 4 時 30 分	
L 勤務	7 時間 45 分	午前 6 時 00 分	午後 2 時 30 分	
M 勤務	7 時間 45 分	午前 6 時 30 分	午後 3 時 00 分	
N 勤務	7 時間 45 分	午前 7 時 00 分	午後 3 時 30 分	
O 勤務	7 時間 45 分	午前 7 時 30 分	午後 4 時 00 分	
P 勤務	7 時間 45 分	午前 8 時 00 分	午後 4 時 30 分	
Q 勤務	7 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 00 分	
R 勤務	7 時間 45 分	午前 9 時 00 分	午後 5 時 30 分	
S 勤務	7 時間 45 分	午前 9 時 30 分	午後 6 時 00 分	
T 勤務	7 時間 45 分	午前 10 時 00 分	午後 6 時 30 分	
U 勤務	7 時間 45 分	午前 10 時 30 分	午後 7 時 00 分	
V 勤務	7 時間 45 分	午前 11 時 00 分	午後 7 時 30 分	
W 勤務	7 時間 45 分	午前 11 時 30 分	午後 8 時 00 分	
X 勤務	7 時間 45 分	午後 0 時 00 分	午後 8 時 30 分	
Y 勤務	7 時間 45 分	午後 0 時 30 分	午後 9 時 00 分	
Z 勤務	7 時間 45 分	午後 1 時 00 分	午後 9 時 30 分	
AA 勤務	7 時間 45 分	午後 1 時 30 分	午後 10 時 00 分	
AB 勤務	8 時間 15 分	午前 9 時 00 分	午後 6 時 15 分	1 時間
AC 勤務	8 時間 30 分	午前 8 時 30 分	午後 6 時 00 分	
AD 勤務	8 時間 45 分	午前 9 時 00 分	午後 6 時 45 分	
AE 勤務	9 時間 15 分	午前 8 時 30 分	午後 6 時 45 分	
AF 勤務	9 時間 15 分	午前 9 時 00 分	午後 7 時 15 分	
AG 勤務	9 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 7 時 15 分	
AH 勤務	9 時間 45 分	午前 9 時 00 分	午後 7 時 45 分	
AI 勤務	10 時間 00 分	午前 9 時 00 分	午後 8 時 00 分	

別表第２（第１１条第１項第１２号関係）

親　　族	日　数
配偶者等	７日
父母	７日
子（配偶者等の子を除く）	５日
祖父母	３日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては７日）
孫	１日
兄弟姉妹	３日
おじ又はおば	１日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては７日）
父母の配偶者又は配偶者等の父母	３日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては７日）
子の配偶者又は配偶者等の子	１日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては５日）
祖父母の配偶者又は配偶者等の祖父母	１日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては３日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者等の兄弟姉妹	１日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては３日）
おじ又はおばの配偶者	１日

沿革

東京大学教職員の勤務時間、休暇等に関する細則

体系情報

□　第２編 総務及び人事
　　第３章 就業規則等

沿革情報

◆平成１６年　４月　１日東大規則第　１４号　役員会議決
◇平成１７年　３月２８日東大規則第３５４号
◇平成１９年　３月２６日東大規則第１１５号
◇平成２１年　３月２６日東大規則第　８２号
◇平成２２年　３月２５日東大規則第１２３号
◇平成２３年　３月２８日東大規則第　８６号
◇平成２４年　３月２９日東大規則第　７９号
◇平成２５年　３月２８日東大規則第１０５号
◇平成２６年　３月２７日東大規則第　８７号
◇平成２８年　３月２３日東大規則第　８８号
◇平成２８年１２月１５日東大規則第　３０号
◇平成３１年　３月２２日東大規則第　９５号
◇令和　４年　３月２４日東大規則第　８１号
◇令和　４年　３月２４日東大規則第　８８号
◇令和　６年　３月２１日東大規則第　８９号
◇令和　７年　３月２７日東大規則第１０２号
◇令和　８年　３月１９日東大規則第　９５号